○経済産業省令第二十六号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、及びゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の規定に基づき、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和五年五月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第２（第４条関係） 保証委託契約届出書 ［略］ １．・２．　［略］ ３．施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分 （許可等の処分に係る該当条項／処分があった日及びその処分の番号／処分権者） ［略］／［略］／［略］ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項 第30条第１項 ［略］ ［略］ **様式第７**（第14条関係） ［略］ （記載上の注意） １．～３．　［略］ ４．保証委託契約書の写しを一部添付すること。 【施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分】 ［略］ 【宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項、第30条第１項】 【処分があった日及びその処分の番号】 【処分権者】 ［略］ ［略］	**様式第２**（第４条関係） 保証委託契約届出書 ［略］ １．・２．　［略］ ３．施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分 （許可等の処分に係る該当条項／処分があった日及びその処分の番号／処分権者） ［略］／［略］／［略］ 宅地造成等規制法第８条第１項 ［略］ ［略］ **様式第７**（第14条関係） ［略］ （記載上の注意） １．～３．　［略］ ４．保証委託契約書の写しを一部添付すること。 【施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分】 ［略］ 【宅地造成等規制法第８条第１項】 【処分があった日及びその処分の番号】 【処分権者】 ［略］ ［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

○経済産業省令第二十七号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 一～三十七　［略］ 三十八　「放射線業務従事者」とは、核原料物質鉱山において核原料物質の採掘、核原料物質又は核燃料物質の製錬、鉱山の施設の保全、核原料物質又は核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は汚染の除去その他の業務（第二十九条第一項第三号の二において「放射線業務」という。）に従事する者であって、管理区域に立ち入るものをいう。 三十九～四十五　［略］ ３　［略］	（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 一～三十七　［略］ 三十八　「放射線業務従事者」とは、核原料物質鉱山において核原料物質の採掘、核原料物質又は核燃料物質の製錬、鉱山の施設の保全、核原料物質又は核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は汚染の除去その他の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るものをいう。 三十九～四十五　［略］ ３　［略］